

令和3年度熊本市入札等監視委員会第2回定例会議 議事録

開催日時	令和4年3月30日（水）午後1時30分	
開催場所	熊本市役所 議会棟2階 総務委員会室	
出席委員	飯村 光敏（公認会計士） 大江 正昭（元熊本学園大学社会福祉学部教授） 林 美貴（元（公社）日本建築積算協会理事・九州支部長） 馬場 啓（弁護士）	
審議対象期間	令和3年（2021年）4月1日～令和3年（2021年）9月30日 （令和3年度上半期）	
抽出案件	計15件	（予定価格又は契約金額が熊本市契約事務取扱規則第14条の2各号に規定する額を超える額の契約の中から委員が抽出したのに関し、審議を行う）
	一般競争入札	7件
	指名競争入札	2件
	随意契約	6件
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	1 入札契約の状況について	質疑なし
	2 抽出事案について	
	<u>（1）一般県道 砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎地区工用道路改良その4工事</u>	
	〔質問〕申請者は全社「資格あり」ではないのか。 【回答】この事案は入札後審査型であるため、申請者全ての資格を審査するわけではなく、一番安価な金額で応札して、落札候補となったもののみ、入札後に資格の審査を行うこととしている。そのため全社が「資格あり」というわけではない。 〔質問〕無効となっている業者の無効理由が知りたい。 【回答】同日落札制限を定めた案件なので、同日に開札した先行案件を落札した業者が無効となっている。 〔質問〕落札制限で無効になった場合は、業者は理由がわかるが、それ以外の理由で無効となる場合、無効の理由を調書に明記したほうが良いのではないか。 【回答】事務処理上、調書への記載はしていないが、無効処理を行う際は業者に電話連絡を行って、無効の理由を説明している。 〔質問〕予定価格や最低制限価格は公表しているのか。 【回答】予定価格は事前公表、最低制限価格は事後公表している。 〔質問〕最低制限価格は事後公表なのに、最低制限価格に近い価格の入札が多いのは理由があるのか。 【回答】最低制限価格のもとになる最低制限基準額という価格に関しては積算の方法は公表していて、その基礎となる数値は案件ごとに事	

委員会からの
意見・質問及び
これに対する
本市の説明

前に公表しているもので、計算すれば、大まかな数字を出すことは可能。そこで出された最低制限基準額に、ランダムに係数を掛けたところが最低制限価格という形となるため割と近い数字になる可能性はある。

(2) 一般県道 池上インター線池上インター橋(区間③-1)橋梁鋼上部工工事

〔質問〕入札参加資格に同種工事の実績を求めているが、実績のない会社が参加することが可能な仕組みはないのか。

【回答】技術的な要件を付しているのは、それなりに高度な技術が必要な案件であるからであり、発注者側としては技術があると見定めるために実績を要件としているところ。本市だけでなく他市町村等での実績や、JVとしての実績で参加を認める場合もあるため、実績のない業者もなんらかの方策で経験を積むことは可能だと考えている。また、案件を出す課に対して、要件を定めるにしても、最低限どれだけの能力や実績があればいいのか、最低限のところを要件とするような話は常々しており、できるだけ門戸を広げるような形は心がけている。

(3) 北区打越町・津浦町配水管布設替他1件工事

質疑なし

(4) 帯山団地2C-1棟外1棟風呂釜取替工事

質疑なし

(5) 漏水調査業務委託(第2工区)

〔質問〕低い落札率となっているが、問題ないのか。

【回答】通常の業務委託のため最低制限価格を設けていないので、低い金額での落札となっている。他に案件で第1工区、第3工区、第4工区とあるが、その中でもこの第2工区の落札率は高い方であり、この落札金額で十分な履行がなされている。

〔質問〕落札業者の金額が他の業者に比べて圧倒的に低い、予定価格のための設計がおかしいということではないのか。

【回答】予定価格については工事積算で設計金額を設定しており、そのあとに予定価格を設けている。今回の案件については、最低制限価格を設定していないため、このような傾向がみられる。

(6) 消防局・中央消防署外20施設空調設備保守点検業務委託

〔質問〕予定価格が非公表だが、どのような場合で公表・非公表が分かれ

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>るのか。</p> <p>【回答】事前に公表しているのは建設工事と建設工事に係るコンサルタント業務。あとは基本的には非公表。</p> <p>〔質問〕落札率が低い理由はあるのか。</p> <p>【回答】国の定める基準に基づいて積算を行って予定価格を立てているので、予定価格は適正だといえる。空調の入札案件の中で、複数件の落札率は低い、それ以外の案件については概ね65%以上の落札率があるため、今回の抽出2件については設計金額との乖離というよりも、落札業者の企業努力により下がっていると考えられる。</p> <p>〔質問〕業務委託については工事に比べて積算がはっきりしないところがあるから、工事に比べて予定価格が出しにくい等あるのか。</p> <p>【回答】国の基準書があり、さらに毎年国の方から公表される労務単価があるのでそれを基に積算していくと予定価格というのはある程度わかるようにはできている。</p> <p>〔質問〕国の積算基準でいうとどれぐらいの粗利益率が想定されているのか。</p> <p>【回答】国の積算基準の中には、物品管理比率、業務管理比率、一般管理費率が定められているので、それをもとに積算している。予定価格に対して非常に低い落札率で応札されているが、他案件の入札状況からすると特定の業者が低い金額を示しており、低いところ同士の競争になってきているように見える。落札したいという業者の気持ちから低い金額を提示していると考えられる。</p> <p>〔質問〕最低制限価格の設定は必要ないのか。</p> <p>【回答】最低制限価格は、標準的な仕様がないと、最低制限価格比率等を設定出来ない。そういうことができるようなものに対して、少しずつ最低制限価格を設けるようにしているところである。</p> <p>〔質問〕保守点検の点検頻度は決まっているのか。</p> <p>【回答】点検頻度も積算基準の中でうたわれており、機器ごとに1か月単位であったり、半年に1回であったりと仕様の中で決められている。</p> <p>〔質問〕低い金額での落札でも、点検はきちんと行われているということで良いか。</p> <p>【回答】はい。</p> <p>(7) 環境総合センター外5施設空調設備保守点検業務委託 (6) の質疑と同様</p> <p>(8) 令和3年度(2021年度)熊本市総合行政情報システム税務系シ</p>
--	---

委員会からの
意見・質問及び
これに対する
本市の説明

システム機器賃貸借

〔質問〕機器の更新だと思うが、更新前はどこの業者からリースしていたか。

【回答】今回の契約相手方と同じ業者。

〔質問〕さらに前の業者はあるか。

【回答】このシステム機器については、今回が初めての更新であるため、さらに前の業者はいない。

(9) 令和3年度(2021年度) 熊本市総合行政情報システム共通基盤システム機器(サーバ等) 賃貸借

〔質問〕従来NECのシステムを利用している中で機器の更新になったと思うが、NEC以外からの提案があれば、機器を変更するということが一般競争入札の手続をとられたということによろしいか。

【回答】機器の更新であるため、提案を受けるものではない。また、特定の機器を指定しているわけではないため、どちらの業者でも参加できるということで一般競争入札を行った。

〔質問〕リース期間が満了して、同じ機器を再リースするというのではなく、現在使用している物をいったん返して新しくリースするということか。

【回答】そのとおり。5年おきの更新にしており、構成を含めて新しくする入札にしている。

〔質問〕リースなのか、賃貸借なのか。

【回答】機器についてはリース。

(10) 令和3年度(2021年度) 熊本市総合行政情報システム共通基盤システム運用管理業務委託

〔質問〕システムを利用するのは複数年度続くと思うが、運用管理を単年度契約にする必要があるのか。もっと合理的な方法はないのか。

【回答】複数のシステムをつなぐ基盤となるべきシステムである性質上、各システムにおける改修の影響を受けており、改修内容が年次ごとに違うため、先を見通して長期の契約を行うことは難しい。そのため、年次で見通せる範囲で単年度の契約を行っている。

〔質問〕運用管理業務とはどのような内容か。

【回答】各業務と連携する中で何かトラブルが起きた時の対応や、税・住基のシステムが改修となる際に連携したシステム改修等が主な業務。

〔質問〕1年間で約2億円の契約だが、そういった改修は全てこの金額内で収まるのか。

【回答】はい。1年間の見通しをもって設計をしているため、約2億円の

委員会からの
意見・質問及び
これに対する
本市の説明

範囲内で1年間業務を行っていくということにしている。

〔質問〕 契約業者はいつも熊本市にきて対応しているのか。

【回答】 はい。数名は常駐して対応している。

（11）①3t塵芥収集車（パッカー車）【東3台】

〔質問〕 他に案件として【西】と【東2台】があったが、700万円の差額はなぜか。

【回答】 台数の違いによる差額。【東3台】と【西】は3台の購入、【東2台】は2台の購入であるため、1台の違いが700万円の差額となっている。

（12）【単価契約】プロパンガス（い号）

〔質問〕 「供給設備に関する初期費用が必要となることから、現に履行中の契約者以外の者に移行させることが不利となる」という意味を教えてください。これは業者にとって不利なのか。

【回答】 プロパンガスの契約については、最初に必ずガスボンベの準備だったりガスメーターの設置だったり初期投資が必要となる。1年間で業務を終えて次年度は別業者と契約となると、次の契約にも初期投資が必要となり金額的に不利である。これは業者だけでなく、そのコストが価格にも影響するという点で本市にとって不利である。

〔質問〕 業者がボンベを準備しないといけなくて単価が上がるのであれば、その事情も踏まえたうえで入札を実施したほうが良いのではないか。

【回答】 世情でガス単価が変わるため1年で単価の見直しをしているが、プロパンガスについては、長期継続契約が可能な案件であるため最大3年という上限を設けて随意契約を行っている。

〔質問〕 基本的には長期でできるが、世情があるから1年ごとに見直していかうという趣旨の契約なのか。

【回答】 そのとおり。

（13）令和3年度（2021年度）熊本市本庁舎外一般会計部局で使用する電力の購入

〔質問〕 随意契約相手方は新電力で、一般的に安いとされている相手方だが、熊本市民病院が一般競争入札を行っているのはなぜか。それで新電力の相手方より安くなるのか。

【回答】 基本的には、電力について、自由化後は入札を行うことが多い。今回の案件については、震災関連で再生エネルギーの地産地消など災害に強いエネルギーシステムの構築をするために協定を結

委員会からの
意見・質問及び
これに対する
本市の説明

んだうえで随意契約となっているので、必ずしも金額が安いからという価格的理由ではない。単純な価格競争であれば、一般競争入札を行っている。

〔質問〕 一般競争入札だと安くなるのか。

【回答】 価格競争であれば、基本的には一般競争入札で行う。今回の契約は、熊本市が持っている東西環境工場の電気を、市の施設で使うという目的のために行っている所以、随意契約という形をとった。ただ、全ての施設に供給できるほど量や体制が整っていないので、まだ東西環境工場の電力を供給出来てない施設があり、市民病院もその施設のうちの1つである。

（14）九州新幹線 熊本・新八代間 古閑跨線橋外1橋の橋梁点検

〔質問〕 点検なのに随意契約の必要はあるのか。

【回答】 一般的な橋梁点検は一般競争入札で行っている。今回の案件は九州新幹線の上を跨ぐ橋の点検であり、契約相手方（九州旅客鉄道株式会社）と協議を行った結果、安全面から契約相手方に委託して行うことが望ましいと判断して随意契約に至った。

〔質問〕 協定と契約はどのように違うのか。

【回答】 予定価格の作成や、見積書の徴取ということではなく、まずは協定の締結を行っている。随意契約という形をとっているが、協定については、相手方の積算で金額を提示され、その内容を市側で精査するというをしている。

〔質問〕 相手側からの提示に対して、金額が高いと判断したら協議のうえ金額の折り合いをつけることもあるのか。

【回答】 そういう場合もある。

（15）テレワーク利用促進事業推進業務

〔質問〕 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を行っているが、競争入札に付することが不利なのか。「不利」の理由を知りたい。

【回答】 感染拡大が非常に増えている時期で、熊本県からもテレワークの推進をうたわれていた。熊本市としても緊急に事業を実施する必要があり、実施までの時間的なものと、そこまでの実施体制を有している会社というものを鑑みたときに、一般競争入札に出すと不利になるというように判断した。

〔質問〕 緊急ということであれば、第5号の適用が良いのではないか。

【回答】 コロナ関係の案件で第5号を適用した随意契約を行っていることは多数あるが、その業務をしなないと生命財産に直結するようなものを「緊急」の必要があると判断している。今回の案件について、

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>感染防止対策の業務なので、生命財産に非常に密接ではあるが、それよりも早くするためには既に実績があり、体制が整っている相手方と契約しないと不利であるという理由で随意契約を行っている。</p> <p>〔質問〕 不利という言葉の解釈が難しいところだと思うので、今後、不利という場合の解釈を少し詰めておいた方が良いのではないか。</p> <p>【回答】 はい。</p> <p>3 低入札価格調査運用状況について 該当なし</p> <p>4 指名停止等運用状況について 〔質問〕 指名停止については、グループ等ではなく、個別の会社で判断をするのか。 【回答】 そのとおり。</p> <p>5 談合情報対応状況について 該当なし</p> <p>6 苦情処理状況について 該当なし</p>
<p>委員会による意見の具申・勧告</p>	<p>特段の意見、具申及び勧告なし。</p>